

平成 25 年 12 月 25 日開催 議会改革特別委員会について（協議の概要）

1 日時 平成 25 年 12 月 25 日（水）開会：午前 9 時 30 分 閉会：正午

2 場所 議会棟 3 号委員会室

3 出席者

委員長 篠原正寛（政新会）
副委員長 河崎はじめ（市民クラブ改革）
委員 大石伸雄（政新会）
田中正剛（蒼士会）
西田いさお（むの会）
野口あけみ（日本共産党西宮市会議員団）
山田ますと（公明党議員団）
他に、地方自治法の規定に基づき、嶋田克興議長が出席

4 欠席者

なし

5 傍聴議員

谷本豊、よつや薫

6 一般傍聴者

なし

7 説明員

（議会事務局）

議会事務局長 大野詔三
次長 北林哲二
庶務課長 原田順子
議事調査課長 村本和宏

8 協議事項について

（1）議員定数について

議員定数について、議論の内容を絞った新しい論点を協議しました。

まず、「より具体性のある常任委員会定数の適正規模を議論する」の論点について、各派の意見を聴取しました。

次に、「市議会費の削減（共済費負担金の削減）を検討すべきではないか」の論点について、事務局から市議会議員共済会の負担金制度の説明がありました。

次に、「議員報酬削減に関する請願が提出されていることを考慮すべきではないか」の論点について、各派の意見を聴取し、協議の結果、この論点は取り下げられることとなりました。

次に、「周辺自治体及び同規模自治体の議員定数の状況を考慮すべきではないか」の論点について、事務局は次回の委員会（1月15日）までに、類似自治体の資料（議員定数、人口・予算規模、委員会数等）を用意することとしました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(2) 議会役職について

議会役職について協議しました。

まず、正副議長の新しい職務として、各委員会の管理等について、評価、管理、委員会への出席について協議しました。進捗状況を把握するための委員会への出席については、明文化そのものはないという方向で、各派の意見が一致しました。

次に、正副議長の役割分担について、正副議長の役割分担、式典の出席、危機管理上の配慮について協議しました。正副議長の役割分担（内政と外交の担当を分ける）は、現状は行わないことで、各委員の意見が一致しました。また、式典等の出席は、過去に委員長が正副議長の代理で出席したケースがどの程度あるのかについて、事務局は次回の委員会までに資料を用意することとなりました。また、議会の代表としての役割を果たす仕組みとして、議会広報を兼ねるよう心がけた挨拶文に改良することについて、原案を作成する事務局が今後努力して取り組んでいくこととなりました。

次に、危機管理上の配慮として、正副議長が同時に不在となる状況がどれくらいあるのかについて、事務局から説明がありました。次回の委員会で、委員長から具体的な提案を行い、各派の賛否を聴取することとなりました。

次に正副議長の事実上の任期として、折衷案（再任を妨げない）又は現状維持とするかについて、各派の意見を聴取しました。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(3) 議会基本条例について

議会基本条例について、協議しました。

まず、「議決及び審査」に関する小理念について協議し、以下の条文案で仮決定されました。

議会は議決機関としての使命を果たすために諸議案を議決する。また、より深く考察された議決をするために委員会等において審査を行う。

議員は議決及び審査において、入念な準備と真摯な議論をもってこれに臨むよう心がけなければならない。

議員は各々の議決における態度や意見に対し、当該議案が議了したのちもその責任を負うものと自覚しなければならない。

次に、「情報公開」に関する小理念について、協議しました。以下の条文案は、全委員がこれを了とされ、仮決定されました。

西宮市情報公開条例の定める非公開情報に該当するものに関してはこれを例外とする。

次回の委員会で引き続き協議することとされました。

(4) その他

本委員会で議了された政務活動費の残された課題について、合意された事項を反映させた「政務活動費運用の手引き」（以下「手引き」という）の改正案として、事務局から説明がありました。改正した手引きは、1月以降に議員控え室に配布することとなりました。

以 上